

大阪府公報

第7562号
昭和53年1月20日
金曜日

毎週月曜・水曜・金曜日発行

目 次 告 示

○昭和52年度第2回准看護婦試験の実施	1
○大阪府自然環境保全地域の指定等	1
○入会林野整備計画の適否の決定	2
○都市計画の変更の案の概観	2
○同	2
○都市計画の図書の写しの概観	2
○同	3
○同	4
教育委員会	
○府立学校の印及び校長の印の新調	4

告 示

大阪府告示第55号

保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和53年1月20日

大阪府知事 黒田 了一

1 試験日時

(1) 学科試験

昭和53年3月5日

午前9時30分から午後3時50分まで

(2) 実地試験

昭和53年3月6日から

昭和53年3月8日まで

午前9時30分から午後4時30分まで

2 試験場所

(1) 学科試験

大阪市天王寺区元町17番地

四天王寺高等学校

(2) 実地試験

大阪市阿倍野区旭町一丁目1番2号

大手前病院附属看護専門学校

3 受験願書

(1) 提出期間

昭和53年2月1日から

昭和53年2月7日まで(日曜日を除く。)

午前9時30分から午後4時30分(土曜日は正午)まで

(2) 提出先

ア 大阪府の区域内に住所を有する者

住所地を管轄する保健所

イ 大阪府の区域内に住所を有しない者

大阪府衛生部医療対策課

大阪府告示第56号

大阪府自然環境保全条例(昭和48年大阪府条例第2号)第11条第1項の規定により次の1のとおり大阪府自然環境保全地域を指定し、同条例第12条第1項の規定により次の2のとおり当該大阪府自然環境保全地域に関する保全計画(以下「保全計画」という。)を決定し、及び同条例第13条第1項の規定により次の3のとおり特別地区を指定する。

昭和53年1月20日

大阪府知事 黒田 了一

1 木山寺自然環境保全地域

(1) 区域

高槻市大字原3298番地及び3299番地

(2) 面積

約14.32ヘクタール

2 保全計画の概要

(1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

当該地域には、モミ、ツガの天然生針葉樹林、アカガシ、ウラジロガシ、サカキ、ヤブツバキ等の常緑広葉樹林、イスブナ、コハウチワカエデ、アカシデ等の落葉広葉樹林、高樹齢のスギ、ヒノキ林、マツ林及びヤダケの竹林があり、府域を代表するすぐれた自然地である。

従つて、当該地域の全域を特別地区(大阪

府自然環境保全条例第12条第2項第2号に規定する特別地区をいう。以下同じ。)に指定し適正な保全に努める。

(2) 特別地区的指定に関する事項

木山寺自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。

(3) 自然環境の保全のための規制に関する事項

大阪府自然環境保全条例第13条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、原則として禁伐とする。

ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木折伐(折伐率は現在蓄積の10%以内とする。)を行うことができる。

3 特別地区

(1) 区域

高槻市大字原3298番地及び3299番地

(2) 面積

約 14.32ヘクタール

大阪府告示第57号
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第6条第1項の規定により、豊能郡能勢町宿野所在の入会林野に係る宿野三区入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、その決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和53年1月20日

大阪府知事 黒田 了一

1 縦覧期間

昭和53年1月26日から

昭和53年2月25日まで

2 縦覧場所

大阪市東区大手前之町

大阪府農林部森林育成課

豊能郡能勢町宿野

能勢町役場

大阪府告示第58号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により河内長野都市計画用途地域を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、関係市町村の住民及び利害関係人は縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

昭和53年1月20日

大阪府知事 黒田 了一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する土地の区域

河内長野市向野町、加賀田及び日野

2 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

大阪市東区大手前之町

大阪府土木部都市整備局総合計画課

(2) 縦覧期間

告示の日から2週間

大阪府告示第59号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により河内長野都市計画道路を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、関係市町村の住民及び利害関係人は縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

昭和53年1月20日

大阪府知事 黒田 了一

1 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する土地の区域

(3・5・9号野作向野線)

河内長野市向野町及び古野町

2 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

大阪市東区大手前之町

大阪府土木部都市整備局総合計画課

(2) 縦覧期間

告示の日から2週間

大阪府告示第60号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により豊能町から送付を受けた豊能都市計画高度地区的変更(昭和52年豊能町告示第33号)に係る図書の写しを、同法第21条第2項において準用する